

【研究論文】

国際開示規範形成を促進する情報カスケード —NGO等非政府機関の関与の効用—

越 智 信 仁

論文要旨

本稿では、対人地雷禁止条約の交渉過程（オタワプロセス）で観察された「規範のカスケード」現象を端緒に、情報カスケードやグローバル・ガバナンスの分析枠組みを用いながら、NGO等の非政府機関が効率的な交渉プロセスに貢献し得る道筋を考察するとともに、そこで得られた知見を基にGHG情報開示を巡るCDPの活動を分析・評価する。情報カスケードやグローバル・ガバナンスの分析枠組みは、今後、地球公共財等グローバル・イシューの非財務情報を巡る国際開示規範形成を考えるうえでも、有用な示唆を導くと考えられる。

1 はじめに

近年、気候変動情報などサステナビリティに関連した非財務情報の開示への関心が一段と高まってきており、CDP（Carbon Disclosure Project）によるCO₂等の温室効果ガス（GHG：Greenhouse Gas）情報開示に関する質問状と回答結果の開示、CDSB（Climate Disclosure Standards Board）による気候変動情報開示フレームワークの提示、あるいは統合報告に向けたIIRC（International Integrated Reporting Council）の資料公表など、非政府機関による国際的な取り組みが目立ってきている。こうした非財務情報開示を巡る非政府機関による活動という点では、既にGRI（Global Reporting Initiative）によるサステナビリティ報告ガイドラインの公表などの取り組みがみられてきたが、近年における国際的な非政府機関の活発な動きは単なる偶然が重なっているのではなく、国際開示規範¹⁾の形成過程において非政府機関の関与が有効な側面を有しているからこそ、様々な分野で広範化してきている現象と捉えられる。

非政府機関の代表例はNGO（Non-Governmental Organization）であり、NGO関与による国際規範形成は、開示分野に限られるものではなく、広くは地球規模の問題（グローバル・イッ

キーワード：NGO（non-governmental organization）、情報カスケード（information cascade）、グローバル・ガバナンス（global governance）、GHG情報（greenhouse gas information）、CDP（carbon disclosure project）

ュー)を巡る条約交渉等の場においても活発化してきている。市民社会を基盤に生成したNGOが、グローバルな課題を巡る多国間の合意形成の場において重要な影響力を及ぼすようになっており、こうした動きは、インターネット等情報技術の進展に伴う各国NGOのネットワーク化によっても後押しされている(越智, 2011, 50-51頁)。多国間条約の形成過程にNGOが関与することにより、交渉の透明性拡大、交渉方法の多様化、政府との協働などの変化を通して、交渉プロセスの効率化に繋がる事例もみられるようになってきている。そうした中で、影響が不確実なテーマについて、当初は交渉当事者に見解の相違が広範にみられる場合にも、NGOの活動等を起点にある規範に一定の支持が集まり始めると、ある時点から雪崩を打ったように規範への支持が膨らみ規範が形成・定着していく現象もみられており、これは臨界点を境に大量の水が急落する滝になぞらえて「規範のカスケード」と呼ばれる(西谷, 2008, 41頁)。

国際政治学の分野で「規範のカスケード」の概念を導入したのはフィネモアとシキンクとされる²⁾が、ゲーム理論における「情報カスケード」とも類似した概念であり、国際条約のみならずGHG情報等の開示フレームワーク構築に向けても有用な視座を提供し得るのではないかと、というのが本稿の基本的な問題意識である。以下では、まず「規範のカスケード」が影響したとみられる事例として、対人地雷禁止条約の交渉過程を取り上げ、NGOの働きかけや機能をレビューし、そこで観察された事実を情報カスケードやグローバル・ガバナンスの視点から分析する。次に、ここで得られた視座を踏まえ、近年の非財務情報開示における各種非政府機関の取り組みのうち、特にGHG情報開示に向けたCDPの活動に焦点を当て分析するとともに、地球公共財を巡るグローバルな開示規範形成を考える際にも、情報カスケード等の分析枠組みが有用であることを論じる。

2 国際規範形成とNGOによる「規範のカスケード」

2.1 対人地雷禁止条約における「規範のカスケード」

国際条約交渉過程で「規範のカスケード」が生じた例としては、1997年12月に成立した対人地雷禁止条約が有名である。国際機関の枠組み外で規範形成に成功した初めてのケースであり、その過程でICBL (International Campaign to Ban Landmines: 地雷禁止国際キャンペーン) が大きな役割を果たした(長坂, 2007, 103頁)。ICBLは、6つの人道援助NGOが対人地雷全廃を目指して1992年10月にニューヨークで結成した連合体であり、個々のNGOが集まり知識や経験を共有することで効果的な活動を目指すネットワーク型NGOである。対人地雷全面禁止条約(オタワ条約)は、超大国抜きに人道主義を前面に打ち出し条約を実現させたものであり、オタワで開催された会議を発端としカナダがリーダーシップをとったことから、これまでの軍縮条約と異なる過程への賛辞も込めて「オタワプロセス」と呼ばれるが、その過程においてICBLが重要な役

割を果たし、その功績に対しノーベル平和賞も授与された（長，2007，237頁）。

オタワプロセスの起点となった1996年10月のオタワ会議の正式参加国は、カナダをはじめとする50か国に過ぎなかったが、その僅か4か月後の1997年2月に開催されたウィーン会議では、対人地雷全廃に積極的でなかった国も含め参加国はオタワ会議参加国の2倍以上の111か国（同年6月のブリュッセル会議には115か国）に上った。こうした背景には、英仏で国際的な潮流を考慮して政権交代を機に政策転換が行われたことを潮目に、イタリア、スペイン、チェコ、ハンガリー、ボスニア等が相次いで支持派に転じる中で、「勝ち馬に乗る」感覚で会議に参加する日和見国も少なくなかったとされる（足立，2004，181-183頁）。1997年12月に例外留保条件のない厳格な対人地雷禁止条約が採択されるに至ったが、最終的に条約の調印式には127か国が参加した。

オタワプロセスは、伝統的な軍縮枠組みを離れてNGOと国家との緊密な協力関係という特徴をもったユニークなものであり、アメリカやロシアなど大国の反対にもかかわらず、NGOと中小国政府が主導する中、僅か1年強余りで対人地雷禁止条約の形成に成功した。その際、NGOは対人地雷の引き起こす非人道的被害を具体的な映像等を用いつつ訴え、世論の支持が各国内で高まるにつれて、オタワプロセスへの参加を各国政府に促す圧力が強まった。また、プロセスに明確な交渉期限を設けたことも、プロセスに参加していない国、プロセスに対して曖昧な態度をとっていた国に決断を迫るものとなり、条約調印式の日程が近づくにつれてプロセス参加へのプレッシャーは増していった。さらに、拒否国排除という方法による交渉は、地雷使用を継続したいと考える国が対人地雷の定義を曖昧にし抜け道を作る動きを許さず、対人地雷を全廃するという点について交渉の余地をなくし合意形成を促進した（足立，2004，147-150頁）。

2.2 「規範のカスケード」の理論的説明とNGOの役割

フィネモアとシキンクによる「規範のライフサイクル・モデル」（Finnemore and Sikkink, 1998, pp.895-905）によれば、規範の変動については、規範起業家によって新しい規範が提唱され（誕生）、その規範が広範に普及し（伝播）、最終的に主体が規範を自明視するようになる（内在化）という三段階のプロセスとして描かれる（光辻・山影，2009，5頁）。対人地雷禁止条約という国際規範が形成されるに際し、NGOは「誕生」のプロセスで規範の道義的正当性を各国の政策決定者に説得する規範起業家の役割を果たすとともに、規範起業家が各国政策担当者の説得を試みることにより、「伝播」のプロセスにおいても重要な役割を果たした。オタワプロセスではNGOのICBLが関わることにより交渉がガラス張りで行われ、そのことにより世論の支持を増し求心力を得るとともに、態度が明確でなかった各国もICBLの訴える言説に説得され地雷全廃という規範を受容するようになり（足立，2004，202・228頁）、その過程で、規範を受容した国家の量と質がある一定水準に達すると一気にその規範が国際社会全体に伝播する「規範のカスケード」が生じた。

こうした記述概念としての「規範のカスケード」を理論的に理解するには、情報カスケード (information cascade) ないし合理的群集理論 (rational herding) による説明が有用な視座を提供し得るのではないかと考えられる³⁾。情報カスケードや合理的群衆行動といった理論は、ゲーム理論の立場から群集行動のメカニズムを説明するものであり、群集行動がプレーヤー達の合理的な選択によって発生するという理論である (Brunnermeier, 2001, chapter 5 and 6)。例えば、食堂に並んでいる人の数 (群衆の大きさ) が一種の有益な情報となるように、群集行動においては、後続のプレーヤーは自分自身の受け取った私的情報であるシグナルと、先行者の行動という共有情報の両方を利用して期待利得の高い選択を行うと考えられ、ある状況の下で、人々は各人が受け取った選択対象に関する私的情報 (シグナル) を無視して、先行者達の行動に追随するようになることとされる (川越, 2010, 237頁)。また、「規範のカスケード」に似た概念として「バンドワゴン」があり、フィネモアとシキンクは同義として扱うが、「情報カスケード」において各アクターは模倣という行動様式をとるのに対し、「バンドワゴン」という概念は機会主義的に勝ち馬に乗る特定の行動様式を指している。バンドワゴンは機会主義的な意図を問題にしており、情報カスケードは真正の支持者の結集行為と機会主義者のバンドワゴン行為の混在によって記述される現象と解される (西谷, 2005, 151-152頁)。

先にみた情報カスケードとして、地雷全廃条約の賛意表明国が当初の50か国から短期間で2倍以上に膨れ上がった過程には、ICBLの主導的役割が観察された。ICBLは、会議の進行を妨害するなどの闘争的手法をとるのではなく、詳細な専門情報の提供を背景に、ロビイング活動や場外での支持拡大戦略の実行によって、交渉に臨む政府代表を通じて着実に影響力を行使する手法をとった (西谷, 2006, 137頁)。ICBLは、各国政府に対して討議を通じた説得を試みると同時に、対人地雷禁止に反対する政府を排除し非難する一方、プロセス参加者を礼賛することで「社会的影響」を強めた。成熟した民主主義国では、世論がNGOの主張に共鳴するようになってくると各国政策決定者もNGOの主張に敏感にならざるを得ないので、オタワプロセス参加国が増加するにつれて、こうした「社会的影響」はより強く作用し始めた (足立, 2008, 6-7頁)。このようにICBLは、専門調査機関としての情報分析能力と緻密性、報道機関のような取材力と速報性、活動家としての行動力と機動性を武器に、問題点を様々に探り意思決定のあるべき姿を提示するなど、交渉に大きな影響力を行使し条約成立に向けた牽引役となった (長坂, 2007, 106頁)。

他方、これまで安全保障に関わる問題にNGOがあまり影響力を行使し得なかったのは、政策決定者へのアクセスが困難であることによる情報の欠如にあったが、地雷問題においてはNGOが豊富な情報量と高い専門性を有し、そのことによりNGOが各国の政策決定に大きな影響力を発揮することを可能とした。ICBLでは、各国NGOが現場に根差して地道に収集した情報が共有されることによって、一団体では到底集めきれない情報の量と質を手にし、大きな交渉パワーを獲得した。情報・通信技術に支えられ形成されたNGOのネットワークからもたらされる膨大な情報によって、十分な専門性と交渉力をもつことが可能となり、NGOは各国政府と対等あるい

は時にはそれ以上の立場で議論したり、マスメディア等を通して対抗言説の論拠崩しなどを行うことができたのである（足立，2004，186-187頁）。

2.3 グローバル・ガバナンスにおけるNGO関与の正当性

NGOと中小国政府が協働する条約交渉方式は、その後の軍縮交渉でもクラスター爆弾を禁止するための「オスロプロセス⁴⁾」が続いているほか、国際刑事裁判所の設立⁵⁾においても成果を上げている。このほか、地球温暖化交渉において1997年の第3回締約国会議（COP3）における「京都議定書」は大きなエポックを画したが、この成立過程においてNGOのCAN（Climate Action Network：気候行動ネットワーク）が果たした役割も特筆される。CANは、1989年に結成された気候変動問題を扱う国際的ネットワーク型NGOであり、会議期間中にCANが発行する日刊のニュースレター「eco」は政府間交渉の経緯を明らかにし代表団にとっても有用なニュース源となる一方で、CANのスタンスを示し交渉担当者に対して圧力をかけるなど、重要なロビーツールとして機能し会議の帰趨に大きな影響を与えた（沖村，2000，176頁）。

こうした事例を通じ共通に観察されるのは、NGOの専門知識が、当該国際規範形成問題を巡る対策の正当性を支える役割を果たしており、同時にNGOは国境を越えてネットワークを形成することにより、その専門性と影響力をさらに高めているという点である。NGOは、アジェンダ設定の時期には規範形成に直接的な影響を与え、交渉の時期においては、交渉担当者の認識・解釈・対応等に間接的な影響を与えているのである。NGOが専門知識という武器で交渉者の認知や心理に個別国毎に分権的に働きかけることにより「規範のカスケード」も生じ得るのであり、こうした状況は、地球規模の公共財や外部不経済に起因する交渉全般（グローバル・イシュー）に共通して当て嵌まるのではなかろうか。グローバル・イシューは「共有地の悲劇」と同様に、各国が自国の利益を主張する中で議論を取束させていくのは至難の業となり、そこでは対立するあるいは多様な利害を調整し、協力的な行動が採られる継続的な過程の構築が重要なポイントとなる。

グローバル化が進む中で、近年、国際条約のみならず広範な分野で国際制度に対する需要が高まるとともに、「グローバル・ガバナンス⁶⁾」の議論が社会科学の様々な領域において活発になってきている（山田，2010，36頁）。その際NGOは、共通の価値観に基づく社会的行動により結成され、ネットワーク化したトランスナショナル網により、自らの分析・研究・代替政策の立案提示といった能力を高めることで、グローバル・ガバナンスの有力な担い手となり得る（大八木，2000，92頁）。そこで次節では、これまでみてきた国際条約交渉事例の検討を基礎として、非財務情報の開示規範に焦点を当て、NGO関与によるグローバル・ガバナンス形成過程の分析を試みたい。GHG情報等の開示規範については、条約のように各国代表者が同じテーブルで交渉しているわけではなく企業の任意開示に委ねられている面も大きいですが、やはりステークホルダーを生成基盤とするNGOが影響力を与えるようになっており、企業も他企業の動向や市場の評判を樹

酌しながら自らの行動を選択する状況がみられる。開示規範の形成過程においても、NGOが介在したガバナンス・メカニズムが円滑な国際調整を促進し得るのであり、情報カスケードやグローバル・ガバナンスといった分析フレームワークが同様に妥当する領域と考えられる。

3 国際開示規範の構築に向けた考察

3.1 開示規範の形成過程における非政府機関の関与

1990年代を通じて、環境情報を中心にした社会関連情報の開示活動が国際的に進展したが、このような活動を民間ベースで標準化したのが1997年に結成されたGRIである。GRIは、シリーズ原則で有名な米国NGOの CERES (Coalition for Environmentally Responsible Economics) が中心になって1997年にボストンで設立された国際NGOであり、企業の年次報告書とは別に環境・経済・社会を軸にするサステナビリティ報告書の作成開示を奨励し、その詳細なガイドラインを制定した。GRIガイドラインは、ハードローの裏付けをもたない民間ベースのガイドラインであるが、国際的に支持を広げるにつれて、また国連環境計画 (UNEP) が公式に支援したこともあって、2000年代を通じてサステナビリティ報告のグローバルなデファクトスタンダードとしての性格を帯びてきた (國部, 2011, 118頁)。

また近年、CO2等気候変動情報の開示が国際的に求められるようになってきているが、この流れを作ったカーボン・ディスクロージャー・プロジェクト (CDP) の取り組みが注目される。CDPは、機関投資家を生成基盤としロンドンを本部に2000年に発足したNGOであり、企業に対して気候変動の戦略や具体的なGHG排出量の公表を求める世界的なプロジェクトを展開することで、機関投資家の賛同を集め企業のGHG情報の自主的開示を促している。CDPでは、世界中の機関投資家を代表してグローバル企業のCEO宛に質問状を送付し、その回答状況をWeb上で公表するなどの取り組みを行っており、質問・回答のグローバルな標準化を図ることを通じて、GHG情報開示の世界的なデファクトスタンダード化を積極的に推し進めている。

さらに、実質的にCDPが中心となり2007年の世界経済フォーラム (ダボス会議) で設立されたCDSB (気候変動開示基準審議会, 事務局はCDP) では、自主的報告媒体での気候変動情報の開示ではなく、「主流の財務報告書類」(mainstream financial reports) である制度的開示 (有価証券報告書, 10-K等) に気候変動情報も追加記載させる国際的なフレームワークの提言・開発に取り組んでいる。CDSBは2010年9月にCDSB報告フレームワーク (Climate Disclosure Standards Board Reporting Framework - Edition 1.0) を公表しており、要求される報告内容として、①戦略分析, リスク, ガバナンスの報告 (定性的情報), ②GHG排出量の報告 (定量的情報) を提言しているが、こうした報告要求は、CDPの質問内容 (ガバナンス, リスクと機会, 戦略, 温室効果ガス排出量等, コミュニケーション) を基礎としているように窺われる。

3.2 CDPによる能動的・分権的働きかけの効用

CDPでは、気候変動により企業財務に影響が出るのであれば投資家に向けて気候変動対策とその情報開示が必要との問題意識から、先に触れたように各国大企業に対し「気候変動によるリスクや機会にどう対応しているか」に関する質問状を送付している。CDPの調査は、2003年から毎年実施され、地域毎に送付先企業を増やして行われるようになっており、9回目となった2011年は世界71か国で4,845社（うち日本で500社）の時価総額上位企業等に対し質問書が送付された（CDP, 2011a, pp.12-13）。また、機関投資家によるCDPへの署名も世界的注目度の高まりを受けて増加傾向にあり、2011年時点で総額71兆ドルの資産をもつ551先に上っている（CDP, 2011b, pp.3-5）。

質問内容は、気候変動リスクの認識やそれに対応する戦略などの記述情報から、実際排出量などの定量情報まで多岐にわたるが、CDPに署名している機関投資家は、気候変動リスクの重要性を認め情報ニーズを表明したものと解釈できる（水口, 2011b, 99頁）。また、自社回答の開示に同意した企業の情報は一般にも無償で公開されており、CDPのホームページから情報へのアクセスも可能となっている。このため、企業側が積極的に気候変動に対応しているか否かで、消費者をはじめとするステークホルダーの評判や風評、市場評価等も変化し得ることになる（魚住, 2011, 176頁）。さらに、2008年からは回答を開示面からスコアリングし、気候変動に関して優れた開示をしている企業をCarbon Disclosure Leader Index（CDLI）として公表しており、高く評価されることによってCDPへの回答、ひいてはGHG情報開示に対してのモチベーションを高め得る仕組みも導入された。

CDPの活動でユニークなのは、質問状の送付と、その結果の公開や、CDLI上位スコアリング企業の公表という手法を能動的に、かつ個別企業毎に分権的に用いている点にある。質問状への回答に強制力はないものの、回答しなかった場合は、NR（No Response：無回答）とWebや報告書で開示されるほか、開示企業も内容面でのスコアリング結果を公表されることになる。GRIのようにガイドラインを公表して各企業の任意の選択に委ねるよりも、より積極的に個別企業の選択に働きかける手法となっており、規範形成の流れを能動的・分権的に形成しようとしている点で、各種条約交渉過程でみられた国際NGOの規範起業家としての戦略的行動とも類似した側面を見出せる。また、回答期限を区切って企業の心理に分権的に働きかけるに際しては、企業が市場の評判や他企業の動向を気にすることに着目しており、条約交渉過程での世論の働きを市場評価が担っているように窺われる。

3.3 CDP活動の情報カスケードによる分析

国際的にCDPの企業への影響力と情報開示圧力は年々高まっているが（阪, 2011, 221頁）、当該プロセスに関し、規範形成の理解に向けて先に導入した情報カスケードの視点から分析すると、①2003年に質問状を通して開示規範の提示がなされた後、②2006年に至り急速に国際的な

支持が集まり始め、③2007年以降は開示に向けた規範形成が浸透し現在に至っていると評価できる。すなわち、CDPは2000年に発足した後、CDPから企業へのGHGに関する質問書を2003年から開始したが、GHG情報の開示企業数については、①当初の3年間に限る限り、2003年235社→2004年295社→2005年355社と低い水準に止まっていた。その時点ではGHG情報の扱いを巡る見方は必ずしも一定せず意見の相違もみられたが、②2006年になると、開示企業数は922社、前年比2.6倍（増加企業数567社）と一気に世界的拡大をみせ（森澤，2012，6頁）、GHG情報開示規範に国際的支持が集まり始める転機となった。③その後は、2007年1,449社→2008年2,204社→2009年2,456社→2010年3,050社→2011年3,566社とハイペースで拡大を続けている。

2006年の転機に影響を与えたとみられる環境変化として、2006年に国連から公表された責任投資原則（PRI：Principles for Responsible Investment）⁷⁾があると考えられる。これを契機に公的年金を中心にした機関投資家が、環境問題や社会問題を投資先評価の基準に加えたり、株主権を背景に投資先企業との対話を通じて企業行動のあり方に関与（エンゲージメント）するようになり（水口，2011a，3・13頁）、GHG情報を含むESG（環境・社会・ガバナンス）情報はコスト要因ではなく、企業価値やリスクの分析に役立つという認識が投資家サイドに急速に高まった（大和総研，2011，33頁）。企業サイドにおいても、こうした投資家サイドの動きを眺めつつ、E（環境）情報であるCDPデータは公表されることから、GHG情報の開示に積極的に取り組むことが市場評価につながり得るとの理解、あるいはネガティブな社会的評判や信頼性の低下を招かないようにとの思惑もあって、CDP回答企業の急増というカスケードの起点につながったとも考えられる。

その後は、開示の動きが広範化する中で、勝ち馬に乗る行動様式から回答企業はハイペースで増え続けており、GHG情報の開示規範意識は国際的に定着しつつある。ただ、情報カスケードは、それ自体のダイナミクスによって機会主義者を動員する機能を有する反面、いちど始動すれば自動的に拡大し続けるとは限らず、規範に従う費用（例えば開示コスト）が評判費用を上回った場合には、少数の離脱者が出ると連鎖的に支持者の大量流出が起こる可能性もある（西谷，2007，85-86頁）。状況を左右する鍵の一つが国際的評判費用の多寡であり、その前提として、市場の評判が共同体内における社会的影響力として機能し得るかどうか（プレーヤーの受け止め方）が重要となる。この点、CDPにおいては、毎年の質問状により各国企業から集積した豊富な情報と気候変動問題への世界的な懸念を背景として、期限を区切って各企業に質問への回答を迫り、そこでの企業の対応をそのまま開示することで、企業における開示スタンスの差異が市場の評判に影響しかねない状況を作った。CDPのデータはBloomberg等のアナリティック・ツールでも活用されており、回答拒否や、回答はするが回答内容の公開を拒否する場合には、開示企業に比して市場からネガティブに見られるかもしれないとの懸念を与えるとともに、開示企業にはCDLIスコアリングの優劣というインセンティブを付与することによって、結果的に企業への事実上の開示圧力（社会的影響力）を行使してきたといえる。

CDPは機関投資家が生成基盤であり、能動的に開示のテーマを設定し、市場の力を背景にして分権的に規範形成に関与していくスタイルは、グローバル・イシューを巡る開示規範形成の一つのモデルになるのではなかろうか。そこでは、NGOが規範起業家としてグローバルなネットワークで活動することにより、国際開示規範の形成を牽引し情報カスケードの発生にも影響力を發揮し得るのである。実際、投資判断にカーボン情報を織り込むという規範への支持を形成していく過程で、近年における開示面でのデファクトスタンダード化の急速な進展は、情報カスケードによってある程度説明可能となるのではなかろうか。なお、CDPは、他のグローバル・イシューについても、企業の取り組み情報をまとめて公表し開示を促進する機関としての役割を担うようになっており、例えば2008年にパイロット事業を立ち上げ「水」に関するアンケート調査を実施した後、2011年には、世界の水資源多消費型産業（化学、飲食、鉱業、製紙、森林、医薬品、エネルギー、半導体等）の大企業425社に対して質問状を送付している（CDP, 2011c, p.6）。

4 おわりに

情報優位のNGOはレピュテーションに働きかける手法により交渉パワーを獲得し、その発言・行動は各国の議論、企業行動に大きな影響力を發揮するようになってきた。本稿では、オタワプロセスで観察された「規範のカスケード」現象を端緒に、情報カスケードやグローバル・ガバナンスの分析枠組みを用いながら、NGO等の非政府機関が効率的な交渉プロセスに貢献する道筋を考察するとともに、そこで得られた知見を基にGHG情報開示を巡るCDPの活動を分析・評価した。情報カスケードやグローバル・ガバナンスの分析枠組みは、今後、GHG情報以外にも国際公共財等のグローバル・イシューを巡る非財務情報の国際開示規範形成を考えるうえでも、有益な示唆を導くのではなかろうか。

注

- 1) 国際開示規範は「開示に関する国際的な規範」であり、ここで「規範」というのは、制定法等のハードローのみならず、ガイドライン、市場慣行、ベストプラクティスによる実務など、「正当な立法権限に基づき創設された規範ではなく、原則として法的拘束力を持たないが、当事者の行動・実務に影響を与えている規範」と定義される所謂ソフトローを含む広い概念（越智，2009，28頁）として用いている。CDPへの回答は任意であり、特定の情報を開示しない場合に“report or explain”原則が適用されるわけではないが、後述するように回答スタンスの公開を意識した企業心理を梃として、結果的にCDPが企業の開示行動・実務に開示圧力（社会的影響力）を与えることを通じ、ソフトローとしての規範性を有するようになってきていると考えられる。
- 2) もともと1970年代末から1990年代半ばにかけての国際人権規範の普及現象を指した特殊概念であったが、Finnemore and Sikkink（1998）は、この概念を国際規範の発展モデルに明示的に組み込むことで一

般概念として位置付けたとされる（西谷，2008，41頁）。

- 3) ただ厳密には、合理的群集理論との対比で国際交渉の場においては、①NGOのキャンペーンにより提供される情報は、個人が私的に受ける情報とは異なり、ある一定割合の人達に一種の公的な情報を与えているという側面を有するほか、②個人の選好（欲求）に伴う直接的利益に比べて、地雷禁止等の問題は個人の直接的利益ではない、といった違いがある。本来、こうした相違点も視野に入れて合理的群集理論のモデルを構築し、実際に「規範のカスケード」をモデルで検証することが望ましいとも言えるが、本稿では、そうした複雑なモデル構築は今後の課題として、合理的群集理論の本質的なアイデアを参考により、NGOによる開示規範形成過程を分析し、今後の開示規範形成のあり方に係る考察を深めることを目的としている。
- 4) クラスタ爆弾禁止を巡って、2007年2月にノルウェーをはじめとする中小国とNGOが、オタワプロセスと同様の方式でオスロプロセスを開始し（足立，2008，7頁）、2008年5月には条約案が採択された。
- 5) 設立条約案を審議した1998年のローマ外交会議においても、カナダを中心とする同志諸国とNGOの国際的ネットワークが連携しオタワプロセスを意識したイニシアティブをとり（塚田，2005，62-63頁）、最終的に2002年に条約が発効した。
- 6) グローバル・ガバナンスに類似する概念として国際政治学における国際レジームがあるが、国際レジーム論が、国家を行為者、ルールを問題解決の方法とし、特定の問題領域を考えるのに対し、グローバル・ガバナンス論は、個人や公的・私的機関が共通の事柄に取り組む多くの方法の総称とされ、主体としては、国家だけではなくNGO、多国籍企業など様々な非国家主体を取り込み、方法としては、単にルールだけではなく様々な方法（プログラム、開発の実践など）を考え、より広範な問題を扱う（山田，2010，36-37頁）。
- 7) 6か条による具体的な行動例により構成されており、1)「私たちは投資分析と意志決定のプロセスにESGの課題を組み込みます」、2)「私たちは活動的な（株式）所有者になり、（株式の）所有方針と（株式の）所有慣習にESG問題を組み入れます」、3)「私たちは、投資対象の主体に対してESGの課題について適切な開示を求めます」、4)「私たちは、資産運用業界において本原則が受け入れられ、実行に移されるように働きかけを行います」、5)「私たちは、本原則を実行する際の効果を高めるために、協働します」、6)「私たちは、本原則の実行に関する活動状況や進捗状況に関して報告します」などが示されている（責任投資原則ホームページ上の日本語訳から抜粋）。

参考文献

- Brunnermeier, M. (2001) *Asset Pricing under Asymmetric Information: Bubbles, Crashes, Technical Analysis and Herding*, Oxford University Press.
- Carbon Disclosure Project (2011a) *Investor CDP 2011 Information Request*.
- Carbon Disclosure Project (2011b) *CDP Global 500 Report 2011*.
- Carbon Disclosure Project (2011c) *CDP Water Disclosure Global Report 2011*.
- Finnemore, M. and Sikkink, K. (1998) "International Norm Dynamics and Political Change," *International Organization*, Vol.52, No.4, pp.887-917.
- 足立研幾 (2004) 『オタワプロセス—対人地雷禁止レジームの形成』有信堂高文社。
- 足立研幾 (2008) 「国際制度形成過程における政府-NGO関係—共鳴・協働・競合」『立命館国際研究』21巻1号, 1-17頁。
- 魚住隆太 (2011) 「企業のGHG情報開示の動向」大和田滝恵・岡村堯編『地球温暖化ビジネスのフロンティア』所収, 国際書院, 169-215頁。
- 大八木時広 (2000) 「地球環境問題へのグローバル・ガバナンス・アプローチ」信夫隆司編著『地球環境レ

- ジームの形成と発展』所収、国際書院、69-100頁。
- 沖村理史（2000）「気候変動レジームの形成」信夫隆司編著『地球環境レジームの形成と発展』所収、国際書院、69-100頁。
- 長有紀枝（2007）「地雷禁止条約の弱点を補完するNGOの役割—ICBLと『ランドマインモニター・レポート』を事例に」金敬默・福武慎太郎・多田透・山田裕史編著『国際協力NGOのフロンティア次世代の研究と実践のために』所収、明石書店、237-262頁。
- 越智信仁（2009）「CSR情報開示を巡るハードローとソフトローの射程—両者の機能、役割分担、関係性等を中心に」『ソフトロー研究』13号、1-36頁。
- 越智信仁（2011）「CSR規範形成過程におけるNPOの機能と課題—戦略的CSR論を超えるソフトロー構築の枠組み」『ソフトロー研究』17号、33-60頁。
- 川越敏司（2010）『行動ゲーム理論入門』NTT出版。
- 國部克彦（2011）「社会・環境情報開示の展開：欧米の動向と日本への示唆」古賀智敏編著『IFRS時代の最適開示制度—日本の国際的競争力と持続的成長に資する情報開示制度とは』所収、千倉書房、113-130頁。
- 阪智香（2011）「気候変動因子を反映したコックピット・モデル（第7章3節）」広瀬義州編著『財務報告の変革』所収、220-224頁。
- 大和総研（2011）「ESG情報開示の現状と課題—情報を有効に活用する視点から」『大和総研調査季報』新春号、26-51頁。
- 塚田洋（2005）「カナダ外交における『人間の安全保障』」『レファレンス』55巻4号、55-69頁。
- 長坂寿久（2007）『NGO発、「市民社会力」—新しい世界モデルへ』明石書店。
- 西谷真規子（2005）「規範カスケードにおける評判政治（上）」『国際協力論集』12巻3号、145-180頁。
- 西谷真規子（2006）「規範カスケードにおける評判政治（中の三）」『国際協力論集』14巻2号、119-144頁。
- 西谷真規子（2007）「規範カスケードにおける評判政治（中の四）」『国際協力論集』15巻2号、75-113頁。
- 西谷真規子（2008）「グローバル規範形成のトランスナショナル—国際政治」大賀哲・杉田米行編『国際社会の意義と限界—理論・思想・歴史』所収、国際書院、39-72頁。
- 水口剛（2011a）「環境金融と責任投資への招待」水口剛編著『環境と金融・投資の潮流』所収、中央経済社、1-13頁。
- 水口剛（2011b）「責任投資のための開示制度」水口剛編著『環境と金融・投資の潮流』所収、中央経済社、73-121頁。
- 光辻克馬・山影進（2009）「国際政治学における実証分析とマルチエージェント・シミュレーションの架橋—国際社会の基本的規範の交代をめぐる」『国際政治』155号、18-40頁。
- 森澤みちよ（2012）「CDP活動状況」CDPワークショップ2012年5月16日資料。
- 山田康裕（2010）「IASBの正当性」『経済論叢』184巻3号、25-40頁。

〈謝辞〉本誌編集委員長國部克彦先生ならびに査読をご担当いただいた2名の先生方には、拙稿の改善にあたり貴重なご教示をいただいた。記して謝意を申し上げる。

（筆者：日本経済調査協議会主任研究員）

（2012年7月25日 採択）